

平成28年(ワ)第129号 損害賠償請求事件

原告 岡崎七孝ほか44名

被告 国

第 1 準 備 書 面

平成28年9月29日

高知地方裁判所民事部合議1係 御中

被告指定代理人

太 田 良 一



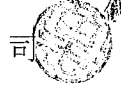
今 村 義 弘



菅 谷 和 彦



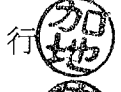
藤 田 将 司



速 水 広 昭



加 地 憲 行



宮 川 典 也



岡 本 和 男



〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省医政局総務課

企画法令係長

伊 藤 憲 昭



係 員 小 野 厚 隆 

厚生労働省医政局医療経営支援課

企画法令係長 石 原 珠 代 

主 査 酒 井 大 輔 

厚生労働省健康局総務課

企 画 官 中 村 誠 

課 長 補 佐 長 谷 川 学 

課 長 補 佐 野 村 晋 

課 長 補 佐 小 野 孝 二 

訟 務 専 門 官 北 濱 基 紀 

訟 務 専 門 官 中 村 元 昭 

企画法令係長 衣 川 敬 

主 査 瀧 田 靖 

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食安全部監視安全課

主 査 吉 松 章 彦 

係 員 中 島 啓 直 

厚生労働省保険局保険課

企画法令第一係長 尾 崎 拓 洋 

主 査 須 賀 敬 志 郎 

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課

課長	村上 顯 樹
首席事務官	横田 直 文
課長補佐	川口 健 太
課長補佐	森田 篤 士
外務事務官	西内 卓 也
外交実務研修員	安里 大 貴
外務事務官	田中 宏 明

被告は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因（平成28年5月17日付け訴状補正申立書による補正後のもの。以下同じ。）及び平成28年（2016年）6月28日付け原告ら第1準備書面（以下「原告ら第1準備書面」という。）の主張に対する認否を行う（後記第1）とともに、被告の主張をする（後記第2）。

第1 認否について

1 訴状記載の請求の原因に対する認否

(1) 「1. 経過と事情」について

ア (1)について

アメリカ合衆国（以下「米国」という。）が、昭和29年3月1日、同月27日、同年4月7日、同月26日、同年5月5日及び同月14日に、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁付近で核実験を行ったこと（以下「本件核実験」という。）は認め、その余は不知。

イ (2)について

本件核実験により放射性降下物が生じたこと、本件核実験当時、ビキニ環礁付近に第五福竜丸その他の複数の漁船が航行していたこと、それら漁船のうちに放射性物質が検知された漁船があったこと、第五福竜丸の漁船員に放射線被曝した者がいたことは認め、その余は、「別紙図面」も含め、不知。

ウ (3)について

認否の限りでない。

(2) 「2. 日米両政府による政治決着」について

日本国と米国が、昭和30年1月4日に、本件核実験によって日本国民の被った損害について、交換公文による合意をしたこと（乙第1号証。以下、同合意を「本件合意」という。）、本件合意において、米国が、「本使は、アメリカ合衆国政府が、マーシャル群島における千九百五十四年の原子核実験

の結果生じた傷害又は損害に対する補償のため、二百万ドルの金額を、法律上の責任の問題と関係なく、慰謝料として、日本国政府に対しここに提供することを閣下に通報します。」、「アメリカ合衆国政府は、日本国政府が、前記の二百万ドルの金額を受諾するときは、日本国並びにその国民及び法人が前記の原子核実験から生じた身体又は財産上のすべての傷害、損失又は損害についてアメリカ合衆国又はその機関、国民若しくは法人に対して有するすべての請求に対する完全な解決として、受諾するものと了解します。」、「閣下が、貴国政府が前記の金額を受諾されるかどうか及び前記の本国政府の了解が貴国政府の了解でもあるかどうかを本使に通報されれば幸であります。前記の金額を受諾される場合には、本使は、この書簡及びその金額を受諾する閣下の回答を、両国政府のこれらの相互の了解を確認するものとみなすことを提案する光栄を有します。」とし、これに対し、日本国が、「本大臣は、提供された前記の金額を日本国政府が受諾すること及びその受領をここに確認することを閣下に通報する光栄を有します。本大臣は、さらに、貴国政府の前記の了解が日本国政府の了解でもあること及び閣下の書簡及び前記の金額を受諾するこの回答を、両国政府のこれらの相互の了解を確認するものとみなすことを閣下に通報する光栄を有します。」としたことは認め、「(1)」の第1段落は不知、その余は否認ないし争う。

(3) 「3. 日本政府の違法行為と責任」について

米国が本件核実験を行ったこと、日本国政府が日本国民の権利、利益を保護する主体となる場合があること、本件合意につき、日本国政府が、日本国民の私法上の権利の代理権を有しておらず、当該代理権を行使したものではないこと、広島及び長崎の原子爆弾投下による被爆者について初期被曝により長期間の潜伏期を経て現れる晩発性障害と呼ばれる症状が生じる場合があることは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「4. 日本政府の責任逃れと、被災者の被害回復権行使の妨害」について

ア 第1段落について

日本国と米国が本件合意をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

イ 第2段落について

(7) 第1文について

否認する。

本件核実験に先立ち、海上保安庁は、昭和28年10月10日、海上保安庁告示(航)第40号により、ビキニ環礁付近を立ち入り禁止区域として設定し、官報に掲載することで、日本国民に対し、同環礁付近の海域に立ち入らないように告示し(乙第2号証)、さらに、本件核実験が開始された後も、昭和29年3月27日、海上保安庁告示(航)第12号により、ビキニ環礁付近の海域について、危険区域とし、「上記区域内においては兵器の実験のため非常に大きな危険がある。」と官報に掲載することで告示するなどしていたのであり(乙第3号証)、日本国政府は、本件核実験が行われる以前から、漁船等に対する周知を行っていた。

(イ) 第2文について

「政府自身が被災状況の調査そのものを中止し」とする部分が、昭和29年4月26日付け厚生事務次官通知「マーシャル水域において漁撈に従事しまたはこの水域を航行した漁船についての検査の実施について」(乙第4号証)による調査について、同年12月末日に中止されたことを意味するのであれば認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 第3文について

「それまで調査した被災状況を示す資料そのもの」や「開示を拒否し続けた」とする部分の具体的内容が不明であるため、認否できない。

ウ 第3段落について

知らないし争う。

エ 第4段落及び第5段落（(1)ないし(5)の部分を含む。）について

(ア) 第4段落及び第5段落の冒頭から(5)の第1段落までについて

第104回国会衆議院予算委員会第四分科会（以下「予算委員会第四分科会」という。）において、昭和61年3月7日、山原健二郎衆議院議員（以下「山原議員」という。）が本件核実験による日本国民の被災状況の調査及び本件核実験による被災状況に関する行政文書の開示を求める趣旨の質問をしたこと、同質問に対し、水産庁海洋漁業部遠洋課長の小野登喜雄説明員（以下「小野説明員」という。）が訴状第2の4(1)の趣旨の答弁を、厚生省保健医療局長の仲村英一政府委員（以下「仲村政府委員」という。）が同(2)、同(3)及び同(5)の趣旨の答弁を、今井勇厚生大臣（以下「今井大臣」という。）が同(4)の趣旨の答弁をそれぞれしたことは認める。

(イ) 第5段落の(5)の第2段落について

第1文は不知、第2文は、具体的内容が不明であるため、認否できない。

オ 第6段落について

不知。

(5) 「5. 政府の具体的不法行為」について

ア 「(1). 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（括弧内省略）違反と、被災者の権利行使妨害による不法行為」について

(ア) ①の第1段落について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）が、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことなどを目的としていること、国の行政機関の長は、開

示請求に係る行政文書に情報公開法所定の不開示情報が記載されている場合を除き、当該行政文書を開示する義務を負っていること（情報公開法4条）は認め、その余は否認する。

「知る権利」という概念については、論者によって、その根拠や内容について様々な見解があることなどから、情報公開法の目的規定からも明らかであるとおおり、情報公開法が『知る権利』に基づくものである」という整理はされなかったものである（総務省行政管理局・詳解情報公開法13及び14ページ）。

(イ) ①の第2段落について

訴状記載の趣旨の規定が、情報公開法5条柱書き及び同条1号ロにあることは認める。

(ウ) ①の第3段落について

情報公開法の施行日が平成13年4月1日であること、及び同年3月31日以前は情報公開に係る法整備がされていなかったことは認め、「事実、開示請求はあったし、文書開示もあった。」（本段落第2文）とする部分は、具体的内容が不明であるため、認否できず、その余は争う。

(エ) ②ないし④について

否認ないし争う。

イ 「(2). 公務員の不作為による、継続的不法行為」について

憲法15条2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定し、国家公務員法96条1項が「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定していることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、後記第2の2(2)のとおり、被告が、原告らに対し、「被災状況の追跡調査をし、被災者の健康状態を把握して、医療費の免除、生活支援

等の施策を行」わなければならない国家賠償法（以下「国賠法」という。）
上の法的作為義務は認められない。

(6) 「6. 被告の違法行為の発覚」について

ア (1)について

(7) 第1文について

不知。

(イ) 第2文について

「被災者支援活動を続けていた原告山下正寿らがあるその文書を手に入して」とする部分は不知、その余は、原告山下正寿らが、厚生労働省に対し、平成26年7月1日、「マーシャル水域において漁撈に従事したまたはこの水域を航行した漁船についての検査の実施について」と題する厚生事務次官通知（乙第4号証）を示し、本件核実験による被災状況に関する資料を探すよう求めたことは認める。

(ウ) 第3文について

本件核実験による被災状況に関する資料につき、厚生労働省が、平成26年9月19日、情報公開法に基づき、原告山下正寿に対して、また、厚生労働省が、同年10月29日、国会議員の要請に基づき、同国会議員に対して、それぞれ開示したことは認める。

イ (2)について

厚生労働省が甲第8号証に記載された文書を開示したことは認め、その余は、「別紙個人記録表」も含め、知らないし争う。

(7) 「7. 原告らの損害」について

「2014年10月29日に、遂に当該公文書が開示された。」とする部分（本項(1)の2及び3行目）を、本件核実験による被災状況に関する資料につき、厚生労働省が、平成26年9月19日、情報公開法に基づき、原告山下正寿に対して、また、厚生労働省が、同年10月29日、国会議員の要

請に基づき、同国会議員に対して、それぞれ開示したことをいうものと解した上で認め、その余は知らないし争う。

(8) 「8. 結論」について

争う。

2 原告ら第1準備書面の主張に対する認否

知らないし争う。

第2 被告の主張

1 国賠法1条1項について

国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、違法に他人に損害を加えたときは、これを賠償する責に任ずるとしているが、ここでいう「違法」とは、損害を被ったと主張する者の権利ないし法的利益の侵害があったことを前提に（最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161ページ等）、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。すなわち、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上、「違法」と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務（すなわち、当該国民の権利ないし法的利益に配慮し、これを保護する義務）を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違背してされた場合でなければならない。また、国賠法1条1項の「違法」は、国民の権利利益を侵害する行為をすることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反であるから、公務員が個別の国民との関係で負担する職務上の法的義務に違背したかどうかは、当該職務行為をした時点を基準時として判断される（職務行為基準説）。

そして、違法性の主張立証責任は、国賠法が主張立証責任について特別の規定を定めていないところ、民法の一般不法行為の成立要件の主張立証責任分配の法則にならい、原告が主張立証責任を負担するものと解される（東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ。なお、同判決は最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定により維持・確定〈公刊物未登載〉）。

また、国民の権利、利益、自由に対する侵害となり得る行政権の行使については、行政による恣意的運用を防止するため、法律の根拠が必要となる（法律による行政の原理）、国民の権利、利益、自由を侵害することが予想される行政活動は、法律によって具体的な権限が付与されて初めてこれを行行使することができるのであり、法律の根拠なしにこれを行行使することは許されない。そこで、国賠法上の違法性判断の前提となる公務員の職務上の法的義務は、法令の規定によって生じることになるのであるから、国家賠償を請求する原告らは、公務員の職務上の法的義務の内容を法令の根拠に基づいて特定する必要がある。

2 原告らの主張する違法事由の整理

訴状第2の4（行政文書の開示の拒否に関する主張）、第2の5（違法行為に関する主張）及び第2の7（損害及び因果関係に関する主張）によれば、原告らが、原告らに生じた損害と因果関係を有するものとして主張する被告公務員の違法行為は、以下のとおりであると解される。

- ① 昭和61年3月7日の予算委員会第四分科会において、山原議員が、水産庁及び厚生省（当時）に本件核実験による被災状況に関する資料の開示を求める趣旨の質問をしたのに対し、政府側答弁をした小野説明員は、「残念ながら手持ち資料はない」（訴状第2の4(1)）などと、仲村政府委員は、「昨日質問後資料を調べたが、見つから」ない（同(2)）などと答弁して、被告は行政文書の開示を拒否した（以下「昭和61年3月7日の行政文書の開示

拒否の違法」という。)。また、以後平成26年10月29日に本件核実験による被災状況に関する資料が開示されるまでの間、被告は行政文書を故意に隠して開示を拒否し続けた（以下「行政文書の隠匿等の違法」という。）。

なお、原告らは、上記予算委員会第四分科会における山原議員の質問に対する訴状第2の4(1)ないし(4)及び(5)の第1段落のとおりの政府答弁を挙げるが、このうち、行政文書の所持の有無について言及しているのは、上記小野説明員の答弁及び仲村政府委員の答弁である。

② 被告は、本件核実験の被災者の被災状況の追跡調査をし、被災者の健康状態を把握して、医療費の免除、生活支援等の施策を行うべき作為義務があるにもかかわらず、一部を除いてこれを行わずに放置してきた（以下「施策の不実施の違法」という。）。

3 違法事由①（昭和61年3月7日の行政文書の開示拒否の違法及び行政文書の隠匿等の違法）について

(1) 昭和61年3月7日の予算委員会第四分科会における行政文書の所持の有無に関する政府答弁の内容及び行政文書の開示に至る経緯について

ア 昭和61年3月7日予算委員会第四分科会における行政文書の所持の有無に関する答弁

昭和61年3月7日の予算委員会第四分科会において、山原議員が、水産庁及び厚生省（当時）に本件核実験による被災状況に関する資料の開示を求める趣旨の質問をしたのに対し、小野説明員は、「昭和29年の核実験による漁船等に関する資料は、水産庁においては残念ながら手持ち資料はない。」と答弁し（訴状第2の4(1)）、仲村政府委員は、「昨日の質問後資料を調べたが、見つから」と答弁した（同(2)）。

イ 原告らからの行政文書の開示要請等に対する対応

(7) 厚生労働省は、平成26年7月1日、原告山下正寿らから、「マーシャル水域において漁撈に従事したまたはこの水域を航行した漁船について

の検査の実施について」と題する昭和29年4月26日付け厚生事務次官通知（乙第4号証）を示され、本件核実験による被災状況に関する資料を探そう求められた。

これを受けて、情報公開法に基づく行政文書の開示請求を受けて行われる通常の探索方法（行政文書ファイル管理簿の検索並びに厚生労働省内の所管課の事務室及び書庫の探索）に加え、更に厚生労働省内及び外部倉庫を探索したところ、本件核実験による被災状況に関する資料を発見した。

(イ) 厚生労働省は、平成26年9月19日、原告山下正寿から、情報公開法に基づき「ビキニ核実験に係る資料一式」に係る行政文書について開示請求を受け、同日、本件核実験による被災状況に関する資料を開示した。

(ウ) 厚生労働省は、平成26年10月29日、国会議員の要請に基づき、当該国会議員に対し、本件核実験による被災状況に関する資料を開示した。

(2) 違法事由①のうち、昭和61年3月7日の行政文書の開示拒否の違法に係る原告らの主張に理由がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、上記2で整理したとおり、違法事由①のうち、昭和61年3月7日の行政文書の開示拒否の違法として、昭和61年3月7日、予算委員会第四分科会において、山原議員が本件核実験による被災状況に関する資料の開示を求める趣旨の質問をしたことに対して、小野説明員が「残念ながら手持ち資料はない」などと、仲村政府委員が「昨日質問後資料を調べたが見つからない」などと答弁をしたことをもって、被告が行政文書の開示を拒否したと主張する。その上で、原告らは、情報公開法は国民主権原理に基礎を置き、行政の国民に対する説明義務、国民の知る権利に基づ

くものであるから、同法制定・施行の前後にかかわらず、憲法法理に基づき、国民の情報開示請求権と被告の公文書開示義務があったとし、前記答弁は、情報公開法5条及び憲法法理に基づく公文書開示義務違反で、国賠法上の違法行為に当たり、これによって、原告らの日本国及び米国に対する被害回復を求める権利の行使を不能ならしめるとともに、当該権利を時効により消滅させた旨主張する（訴状第2の4，5(1)①，②，④，6(2)・4ないし7ページ）。

イ 原告らの主張に理由がないこと

(7) 山原議員の質問に対する答弁は、原告らの権利ないし法的利益を侵害しないこと

原告らの前記主張には判然としない点もあるが、要するに、国民のいわゆる「知る権利」が憲法上保障されているから、情報公開法制定・施行前においても、「知る権利」に基づいて行政文書の開示がされるべきであったと主張するものと解される。

しかしながら、仮に憲法21条1項によって国民の「知る権利」が保障されるとしても、同項は、抽象的な権利を定めたにすぎず、個々の国民が日本国政府の保有する情報等の公開を要求する権利が認められるためには、情報公開法等の制定が必要である（芦部信喜著・憲法第五版171ページ，野中俊彦ほか著・憲法I（第5版）353ページ参照）ところ、情報公開法が施行されたのは平成13年4月1日であり、山原議員が質問した昭和61年3月7日当時は、いまだ情報公開法が施行されていなかった。

そうすると、昭和61年3月7日当時、原告らには、情報公開法に基づく権利としてはもとより、憲法上の具体的な権利としても、被告の保有する情報等の公開を要求する権利はいまだ保障されていなかったというほかない。

また、原告らは、国会議員の質問に対して被告から何らかの答弁を得ることに関して、何らの権利ないし法的利益を有しない。

したがって、山原議員の質問に対して、被告が行政文書を開示しなかったとしても、これにより侵害される原告らの権利ないし法的利益は存在せず、原告らに対する職務上の法的義務違反も認められないから、国賠法上の違法性はなく、原告らの前記主張に理由はない。

(イ) 除斥期間が経過していること

仮に山原議員の質問に対する説明員らの答弁について、国賠法上の損害賠償請求権が認められるとしても、前記答弁は、昭和61年3月7日にされたものであり、本件提訴日である平成28年5月9日時点で、既に20年を経過している。

したがって、除斥期間（国賠法4条、民法724条後段）の経過により（民法724条後段の規定が除斥期間を定めたものであることは確立した最高裁判例である（最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209ページ））、同請求権は、本件訴訟提起の時点で既に消滅している。

(2) 違法事由①のうち、行政文書の隠匿等の違法に係る原告らの主張に理由がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、上記2で整理したとおり、違法事由①のうち、行政文書の隠匿等の違法として、平成26年10月29日に本件核実験による被災状況に関する資料が開示されるまでの間、被告は行政文書を故意に隠して開示の拒否を継続したと主張する。

イ 原告らの主張に理由がないこと

本件核実験による被災状況に関する資料の開示の経緯は、前記(1)のとおりであって、被告において、行政文書を故意に隠匿し開示を拒否し続け

たというものではない。

現に、被告は、その後、本件核実験による被災状況に関する資料が発見された後、原告らから情報公開法に基づく行政文書開示請求を受けて、原告らに対し、速やかに行政文書を開示している。

したがって、原告らの上記主張にも理由がない。

4 違法事由②（施策の不実施の違法）について

(1) 原告らの主張

原告らは、被告には、本件核実験による被災者の被災状況の追跡調査をし、被災者の健康状態を把握して、医療費の免除、生活支援等の施策を行うべき作為義務があるにもかかわらず、一部を除いてこれを行わずに放置してきた不作為は、許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠き、国賠法上違法となる旨主張する（訴状第2の5(2)・6ページ）。

(2) 原告らの主張は、国賠法上の責任の前提となる法的作為義務の発生根拠を明らかにしておらず、主張自体失当であること

ア 前記1で述べたとおり、国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を与えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずることを規定するものであり、具体的には、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務の有無及びその内容の確定と、その義務に係る義務違反の事実の有無によって、当該公務員の行為の違法判断がされることになる。

そして、公務員の不作為が国賠法上違法となる場合があるとしても、それは、職務上の法的義務として、個別の国民に対して負担する法的作為義務があり、その作為義務に違反する場合に限られる。

さらに、公務員が国民に対して公権力の行使として何らかの権限行使をするためには法律上の根拠が必要であり、当該権限を行使し得る要件を満

たしていることが必要である。当然のことながら、権限行使の要件は、各権限ごとに異なっていることから、法的作為義務を検討する前提として、行使すべき権限の内容が特定され、その法的根拠が明らかにされなければならない。

しかるに、原告らは、本件において、いかなる公務員が具体的にいかなる権限行使をするべきであったのかを特定しておらず、また、その権限行使の要件等を定めた根拠法令に関しても、「時の政府は、主権者たる国民の基本的権利である生命、健康、生活、財産を守る重大な責任があり、諸法令上作為義務があることは明らかである。」とするにとどまり（訴状第2の5(2)・6ページ）、具体的な根拠法令を特定していない。

したがって、原告らの主張は、国賠法1条1項の違法性を基礎付ける職務上の法的作為義務の特定を欠くものといわざるを得ず、主張自体失当である。

イ なお、原告らは、「国家公務員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない立場にある（憲法15条2項、国家公務員法第96条1項）。」とも主張する（訴状第2の5(2)・6ページ）。

原告らの上記主張の法的位置づけは判然としないが、仮に、原告らの主張が、憲法15条2項及び国家公務員法96条1項が法的作為義務の根拠であるとする趣旨であれば、当該主張は失当である。

すなわち、国家公務員法96条1項が「国民全体の奉仕者」として勤務することを国家公務員に求めるのは、憲法15条2項に基づくものであり（森園幸男ほか著・逐条国家公務員法全訂版841ページ）、憲法15条2項において、公務員が「全体の奉仕者」と規定された意味は、公務員が、国民の信託によって公務を担当する者として、国民全体の利益のためにその職務を行わなければならない、国民の中の一部を占める特定の政党や階級・階層の利益のために行動してはならないということにある（樋口陽一ほ

か著・注釈日本国憲法上巻352ページ)。

また、国家公務員法96条1項が「公共の利益のために勤務」することを国家公務員に求めたのは、国家公務員が勤務するに当たっては、一部の国民のために奉仕するのではなく、国民全体の奉仕者として行動する必要があることを示したものであり、その直前に規定されている「国民全体の奉仕者」という文言と表現や視点の違いはあるにしても、結局は同じことを述べたものである(森園ほか・前掲841及び842ページ)。

憲法15条2項及び国家公務員法96条1項の意味は上記のとおりであって、これらの条項から個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を直ちに導き出すことはできず、本件核実験の被災者の被災状況の追跡調査をし、被災者の健康状態を把握して、医療費の免除、生活支援等の施策を行う法的義務を認める具体的根拠規定とならないことは明らかである。

したがって、この点の原告らの主張もまた失当である。

念のため付言すると、第五福竜丸以外の船員についても、本件核実験当時、本件核実験により、医師の治療を要すると認められた白血球の減少が生じたことが認められた場合など、船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)に基づく要件を満たした場合には、職務上の保険事故として同法に基づく保険給付を受けることは可能であったのであり、自治体からの照会に対してもその旨回答している(乙第5号証)。したがって、原告らが主張するように、被告が漁船員らの被災支援について「第五福竜丸の被害の一部以外は全くせず放置した。」事実はない。

5 その余の違法事由に関する原告らの主張についても理由がないこと

原告らが主張する違法事由の整理は、前記2のとおりであるが、訴状の請求原因中には、原告らに生じた損害との関係を明らかにしておらず主張の位置づけは不明であるが、被告の違法事由を主張するかのよう読み取る部分もあるので、なお念のためこの点についても述べる。

原告らは、前記2で整理した違法事由のほか、日本国が米国との間で本件合意をしたことも違法事由として主張するかのようである（訴状第2の2、3、5(1)③、④・3及び4ページ並びに6ページ）。

しかしながら、本件合意をしたのは、昭和30年1月4日であり、本件提訴日である平成28年5月9日時点で、既に20年を経過している。

したがって、仮に本件合意を理由とする原告らの国家賠償請求権が存在したとしても、除斥期間（国賠法4条、民法724条後段）の経過により、同請求権は、本件訴訟提起の時点で既に消滅しているから、本件合意を違法事由とする原告らの前記主張は、その余の点を検討するまでもなく、理由がない。

なお、今後、原告らの主張に応じ、必要性が認められた場合には、更に主張を補充する予定である。

第3 結語

以上のとおり、原告らの被告に対する主張にはいずれも理由がないから、原告らの被告に対する本訴請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上